

私たちのまちを守る

# 消防団

平成18年4月1日、袋井消防団と浅羽消防団が合併し袋井市消防団としてスタートしました。袋井市消防団は各地区に組織され、袋井方面隊10個分団、浅羽方面隊6個分団が火災などの災害に備えて、訓練などに汗を流しています。20歳から35歳までの団員614人が所属し、早朝、日中、夜間を問わず火災の消火や風水害による被害を防ぐために活動を展開しています。

消防団担当（袋井消防本部警防課内）

☎44-6092



特集

# 私たちのまちを守る消防団



## 消防団の歴史

消防団の歴史は古く江戸時代江戸南町奉行が町組織としての火消し組である店火消し（たなびけし）を編成し直し、町火消し、「いろは48組」を設置したことが現在の消防団の前身といわれています。

明治初期には、東京では消防組に関する消防章程を制定し、公設消防組ができ組織活動の基礎ができてきました。

しかし、全国的には公設消防組は少なく、ほとんどが自治組織としての私設消防組であり、活動の実態はありませんでした。明治27年に消防組規則を制定し、消防組を府県知事の管掌として全国的な統一を図りました。

昭和22年、消防組織法が公布さ

れ、消防活動はすべての市町村の責務になりました。昭和26年、消防組織法が一部改正され、任意設置だった消防機関の設置は義務化されました。

（消防庁ホームページから）

## 現在の消防団

消防本部や消防署が設置されていない非常備消防町村では、消防団が消防活動の全面を担っている地域もあります。袋井には、袋井消防本部、袋井消防署、袋井消防

署浅羽分署そして、地区ごとに16の分団があります。

消防団員は、地域で火災が発生すると消防署から無線やサイレンで連絡を受け、いち早く現場に駆け付け、消防署と協力して消火活動にあたります。

「消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長または消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長または消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる（消防組織法第18条第3項）」

## 袋井市消防団組織図

平成18年4月1日現在

袋井方面隊	第1分団 袋井西地区	ポンプ車 1台
	第2分団 駅前・高南地区	ポンプ車 1台
	第3分団 豊沢・愛野地区	ポンプ車 1台 可搬積載車 1台
	第4分団 袋井北地区	ポンプ車 1台
	第5分団 袋井東地区	ポンプ車 1台
	第6分団 今井地区	ポンプ車 1台
	第7分団 三川地区	ポンプ車 1台 可搬積載車 1台
	第8分団 笠原地区	ポンプ車 1台 可搬積載車 1台
	第9分団 山梨地区	ポンプ車 1台
	第10分団 宇刈地区	水槽付ポンプ車 1台
浅羽方面隊	第1分団 諸井・浅羽地区	ポンプ車 1台 可搬積載車 1台
	第2分団 浅名・豊住地区	ポンプ車 1台 可搬積載車 1台
	第3分団 浅羽西地区	ポンプ車 1台 可搬積載車 1台
	第4分団 浅羽東地区	ポンプ車 1台 可搬積載車 1台
	第5分団 西同笠・太郎助・湊地区	ポンプ車 1台 可搬積載車 1台
	第6分団 中新田・大野・東同笠地区	ポンプ車 1台 可搬積載車 1台

袋井市消防団本部

指令車 2台

団員数 614人  
車両台数 指令車 2台  
ポンプ車 15台、水槽付ポンプ車 1台  
可搬積載車 9台

